

し、此支隊は午後七時十五分敵の抵抗を撃破して全く同市を占領せり、敵は同市東方の角面堡及び東北高地に據りて抵抗を持続し、支隊は猛烈に之を攻撃し遂に日没に達せり。

二十五日未明よりアレキサンドロフ東方の敵に對し更に攻撃を開始し、之をノヲミハイロウスコエに壓迫せり。

二十五日全くゾーエを占領せり。同地及アレキサンドロフは全く火災を免れたり。

二十四日の戦闘に於ける捕虜及鹵獲品左の如し。

捕虜約二百人、鹵獲品砲車、彈藥車計七輛、糧秣、被服若干。

沿海州上陸(七月二十七日午後)
大本營着電

七月二十四日カストリー灣(樺太アレキサンドルスキーの對岸にして北東方約六十海里に在り)に派遣せる支隊指揮官の報告左の如し。

二十四日午後クレスタールカンフ附近に上陸せしに燈臺監守員は皆逃走し、士官帽一水兵帽七遺留しあり、又燈臺の他端ツポイには電話を装置したる建物ありて燈臺と連絡し、寢臺二十一を備へあれども人影無し、燈臺構造宏大にして糧食倉庫に滿積す、其後港内深く進入しバサルト島附近に至りし時、アレキサンドルスキー(カストリー灣内にあり

樺太のものと同名なり)電信局の位置に當り砲四門を認めしが、突然二門の砲より我れを砲撃せしを以て、直に應戦せしに敵終に沈黙す、次で市街は大火災を起し火藥庫らしさもの爆發せり。

テルペンスコエ占領(七月二十九日午後)
大本營着電

樺太軍は二十七日早朝より猛烈に敵を急追しつゝ前進し、其前衛は午後三時テルペンスコエを占領し、騎兵隊はレイコフに進入せり。

ノウミハイロウスコエ附近の敵を壓迫して東進せる支隊は、同日午後三時ウエデルニコフスキー附近に陣地を占領せる歩砲連合の敵を撃破し、直に追撃に移れり、此日暑氣強く九十三度に達せり。

北樺太追撃占領(八月一日正午)
大本營着電

樺太軍はレイコフ南方八吉米の敵を撃破したる後續て之を急追し、二十八日バネオ附近の堅固なる陣地に據れる敵を攻撃し同日遂にバネオを占領せり、敵は潰亂して南方オノル方向に敗走せり其兵力千餘。

軍務知事以下の降伏(八月三日夜)
大本營着電

樺太軍の獨立騎兵は七月二十八日午後パレヲ南方の敵を攻撃し之を其以南に潰走せしめ野砲二門彈藥車五輛其他多數の小銃及彈藥を鹵獲せり、二十九日獨立騎兵は其支援隊と共に敵をタウラン(ルイコフ南方約十里)南方に窮追す、此日敵はオノル(タウラン南方約十里附近)に停止せり。

三十日午前五時敵の軍使タウランに來り軍務知事リヤブノフ中將の書翰を齎らす、其要旨左の如し。

綑帶材料及醫藥の缺乏並負傷者に對する治療の不可能は、人道上の感覺に依り予をして閣下に向ひ戦闘の中止を申込むの已むを得ざるに至れり。

軍司令官は、之に對して左の要旨の回答を與へたり。

總ての軍需品及び官に屬する動産不動産を現在の儘引渡すこと、行政及び軍事に關する總ての圖書類を引渡すこと、以上の回答を七月三十一日午前十時までに第一ハムダサ(オノル北方約二里)に提出すべきこと、若し此時刻に回答を得ざれば直に攻撃を實施すること。

三十一日敵の全權大佐タラセンコ第一ハムダサに來り、我全權小泉參謀長と會見の結果我提出條件に一も異議なく軍務知事リヤブノフ以下將校約七十下士卒約三千二百悉く投降す、依て之を捕虜とせり。

兵器被服糧秣其他鹵獲品頗る多く、目下取調中。

軍司令官投降軍務知事の會見(八月七日午後)
大本營着電

八月一日午後五時リヤブノフ中將以下幕僚五名ルイコフに護送せられ寺院に於て軍司令官と會見す、リヤブノフ中將の言によればナイオロ附近に將校二、兵百名を派遣しあり此支隊にはオノルに來り日本軍に投降すべき旨を電報し置きたりと、其後投降人尙ほ増加せり、當地方の監獄囚徒は我軍占領以前多く脱檻(開放の疑あり)せるものゝ如く、地方の安寧に關し大に憂慮し居れり。

勘察加半島及オコック海進撃(八月十日)
大本營着

片岡北遣艦隊司令長官の報告に依れば、同長官は一支隊を勘察加方面に、他の一支隊をオコック海岸に派遣し、右兩支隊は現に各目的の方面に於て作動中なり。

樺太殘敵の投降(八月十一日午前)
大本營着電

八日ナイオロ方面に在りし、敵の將校以下百十八名投降したり。

同南部殘敵投降(八月十一日午前十時)
大本營着電

陸海兩軍協同してグナイチャ湖(樺太の東岸にあり九春古丹を東に距る約二十海里)南東岸に據れる敵掃蕩の目的を以て、去る七日出發せし軍艦よりの十日午後十時三十分發の報告に依れば、同日午前六時三十分より裝砲艇隊は湖上より、陸軍兵は東岸湖畔より協同して攻撃を開始し、砲戰約二時間の後敵は白旗を掲げて降服せり、其人員百二十三我陸軍は直に陣地を占領せり。

ナイオロの攻略(八月十四日午後)
(大本營着電)

樺太東岸に作動せしめたる驅逐艦長海軍大尉原田正作の報告に依れば、同艦は十三日朝ナイオロ電信局に合營せる敵の殘兵を攻撃し、其全員十八名を捕虜と爲し、武器電信機等を鹵獲せり。

間宮海峽の制扼(八月十五日午前)
(大本營着電)

艦隊の一部は十三日間宮海峽ラザレフ角に敵の守備兵あるを認め、砲撃を爲せし後陸戰隊を上陸せしむるの際、海岸の森林中より突然猛烈なる敵の射撃を受け一名の戰死者四名の負傷者を生せしも、遂に敵を撃退して其通信所を破壊せり。

オコック海に於ける我艦隊(八月二十五日午後)
(大本營着電)

變にオコック海方面に出動せる分遣艦隊司令官の報告によれば、同隊は本月十四日亞楊(アヤン)港に於ては舊式砲一門小銃三挺及び彈藥若干と、同十七日オコック港に於ては小銃五十八挺彈藥若干を鹵獲したり。

又同隊は十三日サガレン海灣に於てニコラエフスク港へ航行の途に在る、英國帆船アンチオドフ號(一四八六噸)を拿捕せり。

勘察加の東方に於ける我艦隊(八月二十五日午後)
(大本營着電)

勘察加方面分遣艦隊は十六日コマンドルスキー列島ニコリスク港に於て、露國運送船汽船モンタラ號(二五六一噸)を拿捕したり。

黒龍江方面の我艦隊行動(八月二十七日午前)
(大本營着電)

黒龍江方面分遣艦隊は敵が新に黒龍江口の南方ヅハマラン、ラザレフの二哨所に増兵せるを發見して、之を砲撃破壊せり。

南樺太全く平定(九月二日午前)
(大本營着電)

大多和大尉の率ゆる部隊は、連日險惡なる深山を超え密林を通過して敵を西海岸より、

ナイブチ河口に壓迫し、八月三十日正午より五時間亘る劇戦を以て遂に之を殲滅せり、我戦死歩兵中尉川井清照下士以下死傷七、敵の死者約百三十、戦利品若干あり之にて樺太南部全く平定するに至れり。

此の如くにして樺太全島は容易に我手中に歸せり、而して 天皇陛下は北道艦隊並に樺太軍とに左の勅語を賜り、皇太子殿下よりも亦優渥なる令旨を賜はれり。

片岡北道艦隊司令長官に賜はりし勅語

北道艦隊は天候の障害を冒し陸軍を護送し、其上陸を完ふせしめて樺太占領の基礎を成せり、朕深く之を嘉尚す。

原口樺太軍司令官へ賜はりし勅語

我樺太軍は屢にコルサコフ及其附近の敵を掃蕩して南部の占領を完くし、今又首府アレキサンドロフ及ルイコフ地方の敵を撃攘して其占領を確實にせり、朕深く汝等將卒の行動敏捷にして、偉大の効果を収めたるを嘉尚す。

以上樺太軍に於ける戦病死者總數は、將校西久保、小池二少佐以下五名、下士卒四十六名なりと。

構和前の滿韓海陸軍

構和談判開始後敵は急速に兵力を増し、歐露新來の精兵を以て戦ふの準備を整へ、公主陵長春等の西南面一帯には堡壘を築き塹壕を穿ち、後方の連絡線には道路を開き橋梁を架する等最も防備を嚴にし、一面には多數の間諜を増加し蒙古内地を迂迴して我軍の後方に出でしめ、從來鐵嶺、奉天、法庫門、新民屯其他の各地に放ち置きたる間諜と連絡を保ち、盛に我軍情を探らしめ萬一構和破るゝの時は一大活躍を試みんと期したるが如く、敵將リチウイツチは盛に軍隊士氣の旺盛にして如何なる任務をも敢てし得る覺悟あることを稱揚し、構和の屈辱なるを上奏したる程なれば、何かと之に對する事實を證明せんとして、焦心苦慮したるの模様は明に之を見るを得べきも、是亦實は脅嚇的露國獨特の外交政策の一たるに外ならずして、其リチウイツチが意氣の熾なるに比して一も事實上の効果を待ざりしを見れば、縱令我軍の勇敢無比なるに因ると雖も、敢て其眞意を推知するに難からざるべし、余は先づ茲に北韓方面に於ける六月以後彼我の状況を述べて而して後滿洲最後の戦況を一言せん。

北韓方面の戦況

五月以降北韓方面に於ける敵の主力は豆滿江左岸にありて其數約一萬、ノウゲスク、渾春及び豆滿江左岸の上流吉林に通ずる街道上の一部落に其兵を配置し、韓境にありては慶興會軍、輪城、鏡城の各地に數十騎よりなる偵察隊を派遣し漸次南進の模様ありしが、六月二

十日に至り我一部隊は鏡城に進撃して遂に之を占領し、次で二十六日輪城に退却せし砲兵を有する數千の敵兵をも撃攘せり。
 次で七月二日の拂曉砲兵を有する敵騎兵約四百富寧街道上樟項(輪城北方約二里半)附近に現出せしを以て、我兵は之と交戦し午前七時三十分頃多大の損害を與へて之を北方に撃退し、又敵の退路を遮断する目的を以て遠く北方に迂廻せる我支隊は同日正午頃盧通溝(輪城北方約五里半富寧街道上に在り)西北高地に在りし敵の歩兵を攻撃中、樟項附近より敗走し來れる敵の騎兵を掩撃し之を潰亂せしめたり、而して此戦鬪に於て鹵獲せしもの乗馬一、鎗二十八、外套六十六其他天幕、土工具及彈藥等數多ありしと云ふ。
 尙七月二十五日の着電に依れば我北韓軍は二十四日富寧及び富居附近の敵を撃退し、素清(富居東北二里強)より白沙峯(富寧東北三里強)茂山嶺(富寧北方四里強)にして會寧街道上に在り)を経て新豊山(茂山嶺の西北約五里)に亘る線を占領せりと。
 爾來北韓の戦報に付ては何等聞く所なかりしが、九月二日午後大本營着電に左の報告を齎せり。

軍は九月一日早朝昌斗嶺(會寧東南四里)より五峯嶺(會寧西南四里)に亘る敵陣地を攻撃す、敵は歩兵約四大隊、砲六門、騎兵數百にして巧に地形を利用して頑強なる抵抗をなせり、此の附近高地は地形極めて險峻にして我攻撃困難を極めしも、日南洞(昌斗嶺南方一里)の東方高地より昌斗嶺に向ひ我砲兵の効力を現はせしに乘じ、敵の左翼高地より猛烈なる突撃を行ひ午前九時十分全く昌斗嶺附近の高地を占領せり、敵は狼狽を極め北方に退却せり軍は目下追撃中。

昌斗嶺西方三吉米の高地及五峯嶺に在りし敵は極めて頑強なる抵抗をなせしも午前十一時遂に之を撃破し直に追撃に移り潰走に陥らしめたり、又他の一部隊は白峴(五峯嶺西方三里)にありし數百の敵を撃退し追撃中。

輪洞方面に於ては行々敵を驅逐し前進中にあり。

此の戦鬪に於て我損害は即死石澤大尉、負傷吉元大尉以下將校三名下士以下約六十、敵の損害は詳ならざるも頗る多大なるもの如く、戰場に遺棄せし屍體四十餘其他鹵獲品多數なり。

是れ蓋し北韓最後の戦鬪なるべし、次で九月九日に至り我兵團より休戦の爲め兩軍委員會見の豫備協議を遂げんとし、軍使を敵の前哨に差遣したるに、敵は未だ休戦の命令に接せず、追て本國より通知を待て折衝すべき旨對へたりと云ふ。

是れより先き七月十七日北韓方面に作動せる上村艦隊の驅逐隊は、雄基灣に於て敵兵二百より射撃を受け直に之を砲撃沈黙せしめ、續て其附近諸處に敵の騎兵の遁逃するを認めたるを以て之をも威嚇砲撃せり、素清に於ても敵の騎兵五六騎街道を進行しつつありしが我

驅逐隊の海岸に接近するを見て是れ亦倉皇逃走せり、又千早は羅津浦の西端ゲカ角北方高地にある敵の通信哨及監視兵に砲撃を試みたりと上村司令官より報告あり、又八月三日の大本營着電に依れば、同日朝四時四十八分敵の驅逐艦二隻鏡城沖に現はれ航海中の本邦汽船慶尙號(二百三十噸)を砲撃せり、同船は右舷機關部及船橋に七發の命中彈を被り、遠山船長及ボーイ一名即死し船長重傷水夫(韓人)一名負傷せり、敵艦は約六十發發砲の後午前五時六分砲撃を止め浦鹽方向に航走せり、慶尙號は船體傾斜せしも航海に差支へなごありて、是亦敵海軍が外交政策の一助として棹尾の勇を發揮せしものなるべし。

滿洲方面の戦況

六月上旬より七月下旬に亘りて滿洲方面昌圖、威遠堡、康平、興京、英嶺城の各方面に於ては彼我多少の衝突を免れざりしも、敵の來襲は毎に擊退せられて一も目的を達せず、而して我軍の前進は着々其の功を奏して漸次其占領區域を擴大せり、中にも六月十六日康平方面に於ける我中央部隊の突撃の如きは最も其成功せるもの一なり、其公報に依れば同日午前一時四十分我中央部隊は田家窩棚(康平東北六里半)に於て敵の騎幕を突破之を急追して、午前四時より同八時三十分に亘る間に於て遼陽窩棚南端及其東方に亘る敵の陣地を攻撃し同九時全く遼陽窩棚を占領せり、又右翼部隊は途中敵騎を驅逐しつゝ午前八時羅魁口(遼陽窩棚東方約三里半)及馬家堡(遼陽窩棚東方二里)を占領し、更に遼陽窩棚北方に退

却する敵騎を砲撃し之に多大の損害を與へ遂に全く潰亂に陥らしめたり、又左翼部隊は遼陽窩棚より西北に敗走する敵騎約千に對し猛烈なる追撃射撃をなし之に多大の損害を與へたり。

捕虜の言によれば遼陽窩棚にありしものはミスチエンコの指揮する騎兵五千、砲二十門にして、其主力は北方に一部は東北方及西北に潰走せり、此戦闘に於て敵は非常の狼狽を極め混亂して敗退したるの形跡歴然たり、其遺棄したる糧秣及被服により察するに敵の給養は頗る困難の状態にあるものゝ如し此戰に於て難殺數百石を鹵獲せり、敵は退却に當り遼陽窩棚南端の一戸に放火せり、其目的は彼の死屍を燒棄するにありしこと形跡により之を推斷することを得たり、我損害は將校以下戦死三十員傷百八十五敵の損害は不明なるも中央部隊の正面に於て戰場に遺棄し、又は燒棄したるものゝみにても八十以上に達し斃馬十數頭を算す、故に各方面より受けたる敵の損害を合算すれば頗る大なるものならん、而して此ミスチエンコの一隊が屢々奇襲を企つることは前に述べし如くなるが當時尙蒙古地域内を徘徊し、掠奪を擅にし機を見て我左翼の後背を窺はんとこつゝありて當時其一部隊は彰武臺門の西方四十清里の養息牧河を徒渉したるが、其目的は小庫倫に出で、新立屯に大迂回を爲し新民屯方面へ壓迫を試みんとするにありたるものゝ如くなりしも、我の警戒嚴なると馬賊の妨害等に依り豫定の行動を果す能はずして再び退却したるものゝ如しと云

ふ健氣とや言はん、無謀とや言はん。

其他英額城方面に在りては、二十一日千餘の敵兵灣口子溝方面より紅草甸(灣口子溝西方約一里)附近に在りし我偵察隊を壓迫しつゝ前進し、午後四時半向陽鎮(灣口子溝西南約四里)附近に達せし時我兵之を迎撃し多大の損害を與へて撃退し、直に追撃に移り、威遠堡門方面に在りては十九日楊木林子附近を占領せし我部隊の其任務を遂行して歸來せし後、敵の歩兵約三大隊騎兵約四中隊野山砲十門及機關砲二門より成る敵の主力は、吉林街道東方の地區を又其一部は西方の地區を南進し、二十一日午前十一時半頃より其歩兵は漸次茶棚巷より李家屯(南城子東北約二里)附近に亘る高地に現はれ、其砲兵は蓮花街東南高地に陣地を占領し、午後一時十五分南城子北方高地に向ひ砲撃を開始せり、此附近の我兵は交戦時間の後攻撃前進に移り、午後七時四十五分全く敵を撃退して歡喜嶺附近の高地を占領し、尙ほ追撃を續行せりと公報に接せり。

次で六月二十四日の大本營着電には去る二十一日來南山城子(英額城東方約七里)附近に南下しつゝありし敵を擊攘する目的を以て派遣せられたる我一部隊は、一昨二十二日午後四時半頃より南山城子西北高地を占領せる敵を西北方より攻撃せり、敵は午後五時四十分頃より多少動搖を起し其一部退却を始めたも、南山城子西方高地の敵は依然頑強の抵抗を試みしを以て、午後六時十分猛烈なる突撃を以て同高地を占領し、尋で南山城子北方高地

の敵と激戦を交へ、一部を大平店子(南山城子西北約三吉)東北方に迂回せしめ退却せる敵に對し追撃射撃を行はしめたり、敵は此の迂回に依り非常の狼狽を極め其歩騎兵は退却に際し赤十字旗を樹て我射撃を免れんことを計りしも、我猛烈なる追撃に依り隊伍を亂して北方に潰走せり、敵の兵力は歩騎約三千にして砲數門を有し、五十以上の屍體を戰場に遺棄せり其死傷は蓋し少くも二百以上に達せしならん、我損害は戦死卒二、馬一、負傷將校一(輕傷)下士卒十六及馬一なりとあり。

又七月一日午前九時より獅子谷(遼河右岸康平の東北約五里牡牛河の西北約三里)附近に來襲したる敵兵の如きは砲約十八門約一千五百騎にして交戦夜に入り我渡邊大佐(水哉)の率ゐる一隊は之を防戦し一時危殆に陥り其死傷九十餘名に及びたるも翌二日の拂曉に至り死傷四百餘の損害を與へて之を撃退することを得たり。

即ち此等は六月より七月に亘れる滿洲軍の稍々著大なる戦鬪なるべし、八月に入りても尙敵と屢々昌圖方面二十里堡、威遠堡門其他興京方面拘鹿方面等に絶へず多少の衝突ありしは勿論なるも、敢て記述すべき程の戦鬪に至らず。

日露休戦條約

媾和談判の進捗に伴ひ、彼我の全權委員は先づ九月一日を以て左記議定書に調印せり

下名の日露兩國全權委員は各々本國政府より相當の委任を受け、媾和條約の實施に至る迄を有効期限として、兩交戰國間に左の休戰條款を協定せり。

第一條 滿洲並に豆滿江方面に於ける兩國軍隊の間に、一定の距離區畫地域を定むべし。

第三條 兩交戰國の一方の海軍は、他の一方の領土若くは占領地を砲撃する事を得ず。

第四條 休戰期限中増援兵を戰地に派遣する事を得ず、其の派遣の途に在るものは日本國に在りては之を奉天以北に、露國に在りては之をハルビン以南に送る事を得ず。

第五條 兩國陸海軍司令官は前數條の規定に従て雙方合意の上休戰の條件を決定すべし。

第六條 兩國政府は本議定書を實施せんが爲め媾和條約調印を爲し、直に司令官に命令を發すべし。

千九百五年九月一日ポーツマスに於て
(彼我全權委員署名)
斯くて此議定書に基き滿洲軍に於ては福島陸軍少將を委員として、海軍に於ては島村海軍少將を委員として、各敵軍の委員と會合して休戰の協定を爲したり。

日露戰爭我海陸軍の損害

日露開戦以來我陸軍の損害に付て小池軍醫總監の言ふ所に依れば。

戰死者 四萬三千二百十九名 戰傷者 十五萬三千六百七十三名
生死不明者 五千八十一名 外傷者 一萬六千四百五十六名
即ち直接損害總計二十一萬八千四百二十九名にして外に。

病者 二十二萬千二百三十六名
以上總計四十三萬九千五百六十五名なりと云ふ。

又海軍の戰闘死傷總數は三千六百七十三人にして、之を内譯すれば即死及傷死二千〇〇八人、負傷千六百六十五人にして、又入院治療を要せし者は六百四十七人にして、入院後死亡せしもの三十二人なりといふ。

因に云ふ我軍艦に付ては開戦當時七十六隻二十七萬四千八百八十四噸中、十二隻四萬六千二百十五噸を失ひたるも、其捕獲艦七隻四萬四千四百八十六噸と外に旅順仁川コルサコフ等に於て引揚を了りたるもの、商船を合せて約八九萬噸の多きに及べるを以て我は戰爭に依り少くも八萬噸餘を増加したるものにて、之を露國の前後東洋に派遣したる九十三隻四十一萬噸餘の大艦隊が始んど全滅に歸し、僅に十隻六萬三千餘噸が武装解除其他に依りて現存

するに比すれば、實に霄壤雲泥の差ありと云ふべきなり。

日露媾和條約の成立

日露媾和條約の成立に付ては余は多く之を語るを欲せず、世人も亦之を聞くを欲せざるべし、唯四月中米國大統領ルーズヴェルトが熱心なる斡旋に依り、日露兩國の同意する所となり我は外務大臣男爵小村壽太郎及米國駐劄全權公使高平小五郎とを、露國はセルジウキツテ及ローゼンとを共に其媾和談判全權委員に任命し、八月五日オースター灣なる汽船、イフラワー號内に於て大統領ルーズヴェルトに依りて正式に彼我全權委員の引合せを終り、夫れより海路談判地なるホーツマスに北航し、八月九日第一回の會見を以て談判の端緒を開始し、爾來樽俎折衝九月五日に至りて下記媾和條約成立の調印を了るに至りしことを報道するに止むべし、七月七日我 天皇陛下は小村全權委員を御前に召させられ左の勅語を賜へり。

米國大統領は日露兩國の交戦年を累ねて未だ解けざるを憂へ、人道及び平和の爲めに争を緩むるの急なるを思ひ、兩國政府に對して互に全權を簡派し會同商議せしめんことを勸告したり。

朕の常に平和に眷々たるを以てして戦ふの已むを得ざるに至りたるは、固より朕が素志

に非ず、苟も對手の融悟により干戈を戢むるを得ば何の慶か焉に若かん、朕速に大統領の忠言を納れ卿等に命じて和議を訂結するの任に膺らしむ、卿等其れ専心從事平和を永遠に恢復するの目的を達せんことを努めよ。

七月八日午前十時小村全權一行の新橋を發するや、世人は多大の希望を以て勇ましく之を送れり、而して小村全權委員が齋らし歸りたるものは何ぞ、其媾和條約及追加約款なるものは左の如し。

媾和條約

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞皇帝陛下との間、及兩國臣民の間に將來平和及親睦あるべし。

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り、之を阻礙し又は之に干渉せざることを約す。

韓國に於ける露西亞國臣民は、他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲、露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざること同意す。

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す。

一 本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且同時に撤兵すること。

二 前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し、又は其の監視の下に在る滿洲全部を擧げて、全然清國專屬の行政に還附すること。

露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し、又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若は專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す。

第四條 日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲、列國に共通する一般の措置を執るに方り、之を阻礙せざることを互に約す。

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て、旅順口、大連並其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し、又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す、露西亞帝國政府は又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本帝國政府に於ては、前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。

第六條 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利、特權及財産及同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲に經營せらるる一切の炭坑を、補償を受くることなく且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七條 日本國及露西亞國は、滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す。

該制限は、遼東半島租借權が其効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものを知るべし。

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は、交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て、滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲、成るべく速に別約を締結すべし。

第九條 露西亞帝國政府は、薩哈噠島南部及其の附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す、其の讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む、該地域の正確なる境界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし。

日本國及露西亞國は、薩哈噠島又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す、又兩國は各宗谷海峽及韃海峽の自由航海を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す。

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付ては、其の不動産を賣却して本國に退去するの自由を留保す、但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは、日本國の法律及び管轄權に服従することを條件として完全に其の職業に従事し且財産權を行使するに於て支持保護せらるべし、日本國は政事上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し、前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す、但し日本國は前記住民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す。

第十一條 露西亞國は日本海オコック海及ベーリング海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を、日本臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す、前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさざることに雙方同意す。

第十二條 日露通商航海條約は戰爭の爲廢止せられたるを以て、日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締

結するに至るまでの間、兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す、而して輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税並一方の代辨者臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る。

第十三條 本條約實施の後成るべく速に一切の俘虜は互に之を還附すべし、日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし、一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し、同委員又は其の代表者に於て之を受領すべく、而して其の引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし。

日本國政府及露西亞國政府は、俘虜引渡完了の後成るべく速に俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至るまで之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし、同計算書交換の後露西亞國は成るべく速に日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す。

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるべし、該批

准は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に、東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし、而して其の終の通告の日より本條約は全部を通じて完全の効力を生ずべし、正式の批准交換は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし。

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すべし、其の各本文は全然符合すと雖も其の解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし。

右證據として兩帝國全權委員は、茲に本媾和條約に記名調印するものなり。
明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス(ニューハムプシア州)に於て之を作る。

(彼我全權委員記名)

追加約款

本日附日本國及露西亞國間媾和條約第三條及追加約款を締結せり。

第一 第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は、同時に且媾和條約の實施後直に滿洲の地域より各其軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す、而して媾和條約實施の日より十八箇月の期間内に兩國の軍隊は遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし。

前面陣地を占領する兩國軍隊は、最先に撤退すべし。

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむが爲守備兵を置くの權利を留保す、該守備兵の數は一キロメートル毎に十五名を超過することを得ず、而して日本國及露西亞國軍司令官は前記最大數以内に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を、雙方の合意を以て成るべく少數に限定すべし。

滿洲に於ける日本國及露西亞國軍司令官は前記の原則に従ひ撤兵の細目を協定し、成るべく速に且如何なる場合に於ても十八箇月を超えざる期間内に撤兵を實行せむが爲、雙方の合意を以て必要なる措置を執るべし。

第二 第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は、本條約實施後成るべく速に薩哈噠島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すべし、該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す、若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依りて之を填補すべし、該委員は讓與中に包含せらるる附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り、且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし、該委員の事業は兩締約國の承認を経ることを要す。

前記追加約款は其の附屬する媾和條約の批准と共に批准せられたるものと看做さるべし。

明治三十八年九月五日即一千九百零五年八月二十三日(九月五日)ポーツマスに於て。

(彼我全權委員記名)

以上媾和條約成立の報我國に達するや、其媾和條件として大體(一)沿海州(黒龍江以南)及樺太を割讓せしむる事(二)滿洲に於ける露國の租借地を讓與せしめ、一切の權利を將來の發言權を放棄せしむる事、(三)償金三十億圓を徵する事、(四)東清鐵道の全部及烏蘇里鐵道の一部を讓與せしむる事(五)將來日本の同意を得ずして清國の領土を割讓し若くは租借せしめざる事、(六)沿海州の漁業權及び黒龍江の通航權を獲得する事、(七)中立港に逃竄して武装を解除せる艦船を讓與せしむる事等、多大の希望を以て其成功を期待せし多數の國民は、四方相呼應して媾和條約の破毀を主張し、現に之か示威運動の爲め九月五日東京に於て開會せる國民大會の如きは、其取締の爲め出張せる警察官吏と衝突の結果怨を警察官に移して二警察署と二百餘の巡查交番所は暴民の破壊若くは焼却する所となり、且つ官民千餘の死傷者を出し遂に戒嚴令を布きて之を鎮撫するの已むを得ざるに至りたるは此戰勝國民として實に遺憾極りなりと言ふべしなり。

平和克復後の詔勅

十月十六日我 天皇陛下は平和克復に付臣民一般に左の詔勅を下し賜へり。

詔 勅

朕東洋の治平を維持し帝國の安全を保障するを以て國交の要義と爲し、夙夜懈らず以て皇猷を光顯する所以を念ふ、不幸客歲露國と覺端を啓くに至る、亦寔に國家自衛の必要已むを得ざるに出たり、開戦以來朕が陸海の將士は内籌畫防備に勤め外進攻出戦に勞し萬艱を冒して殊功を奏す、在廷の有司帝國議會と亦善く其の職を盡して以て朕が事を獎め軍國の經營内外の施設其の緩急を愆らす、億兆克く儉に克く勤め以て國費の負荷に任じ以て費用の供給を豊にし、舉國一致大業を贊襄して帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり、是固より我が皇宗祖宗の威靈に頼ると雖、抑亦文武臣僚の職務に忠に億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならずむはあらず、交戦二十閱月帝國の地歩既に固く帝國の國利既に伸ぶ、朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑に困ましむるを欲せむや。

嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊び平和を重するに出でて、日露兩國政府に勸告するに媾和の事を以てするや、朕は深く其の好意を諒とし、大統領の忠言を容れ乃ち全權

委員を命じて其の事に當らしむ、爾來彼我全權の間敷次會商を累ね、我の提議する所に
して始より交戦の目的たるものと東洋の治平に必要なものは、露國其の要求に應じ
て以て和好を欲するの誠を明にしたり、朕全權委員の協定する所の條件を覽るに、皆善
く朕か旨に副ふ、乃ち之を嘉納批准せり、朕は茲に平和と光榮とを併せ獲て、上は以て
祖宗の靈鑒に對へ下は以て不績を後昆に貽すを得るを喜ひ、汝有衆と其の譽を借にし永
く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ、今や露國亦既に舊盟を尋ねて帝國の友邦たり、
則ち善隣の誼を復して更に益々敦厚を加ふることを期せざるへからず。

惟ふに世運の進歩は頃刻息まず國家内外の庶政は一日の懈なからむことを要す、偃武の
下益々兵備を修め、戦勝の餘愈々治教を張り、然して後始て能く國家の光榮を無疆に保
ち國家の進運を永遠に扶持すへし、勝に狂れて自ら裁抑するを知らず驕怠の念從て生ず
るか若きは、深く之を戒めざるへからず、汝有衆其れ善く朕か意を體し、益々其の事を
勤め益々其の業を勵み、以て國家富強の基を固くせむことを期せよ。

御名 御璽

明治三十八年十月十六日

(各大臣副署)

尙同日陸海軍へ賜りたる勅語は左の如し。

勅語

朕か親愛する帝國陸海軍人に告ぐ。

朕嚮に汝等に示すに軍人の精神たる訓規五箇條を以てし、明治二十七八年戦役終るや深
く邦家の前途を念ひ更に汝等に諭示する所あり、爾來十閱年朕か陸海軍は世界の進運に
伴ひ經綏大に其歩を進めたり、不幸にして客歲露國と覺を啓きしより汝等協力奮勵各々
其任務に従ひ、籌畫宜しきを得攻戰機を制し、陸に海に曠古の大捷を奏し帝國の威武を
宇内に宣揚し、以て朕の望に副へり。

朕は汝等の忠誠勇武に頼り出師の目的を達し、上は祖宗に對し下は億兆に臨み天職を盡
すことを得たるを憚り、深く其戦に死し病に斃れ又は癘瘡と爲りたる者を悼む。

朕今露國と和を講ず、惟ふに我軍の名譽は帝國の光榮と共に更に汝等の責務を重からし
め、國運の隆昌亦汝等の努力に待つこと大なり、汝等其れ能く朕か意を體し、留りて軍
隊に在る者と散して郷閭に歸る者とを問はず、常に朕か訓諭を服膺して朕か股肱たるの
本分を守り益々勵精以て報効を期せよ。

日韓新協約

日露開戦が韓半島に於ける日露兩國の衝突に起因せることは、前既に述べ來りたるが如し

日韓新協約

八〇五

而して我戦捷の結果は前に講和條約に記載せるが如く、露國は全く韓半島に於ける我優先權を認許するに至りたるを以て、我は更に侯爵伊藤博文を韓國に派遣し、其結果十一月十七日を以て韓國駐劄帝國特命全權公使林權助と韓國外部大臣朴齊純との間に左記協約の成立調印を了り、茲に全く我對韓問題の結末を終了するに至れり。

日本國政府及韓國政府は、兩帝國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめむことを欲し、韓國の富強の實を認むる時に至る迄、此の目的を以て左の條款を約定せり。

第一條 日本國政府は在東京外務省に由り今後韓國の外國に對する關係及び事務を監理指揮すべく、日本國の外交代表者及び領事は外國に於ける韓國の臣民及び利益を保護すべし。

第二條 日本國政府は韓國と他國との間に現存する條約の實行を全ふするの任に當り、韓國政府は今後日本國政府の仲介に由らすして、國際的性質を有する何等の條約若しは約束をなさざることを約す。

第三條 日本國政府は其の代表者として韓國皇帝陛下の闕下に一名の統監(レジデント・ゼネラル)を置く、統監は専ら外交に關する事項を管理する爲め京城に駐在し、親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す、日本國政府は又韓國の各開港場及び其の他日本國政府の必要と認むる地に理事官(レジデント)を置くの權利を有す、理事官は統

監の指揮の下に從來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し、竝に本協約の條款を完全に實行する爲め必要とすべき一切の事務を掌理すべし。

第四條 日本國と韓國との間に現在する條約及約束は、本協約の條款に牴觸せざる限總て効力を繼續するものとす。

第五條 日本國政府は韓國皇室の安寧と尊嚴を維持することを保證す。右證據として下名は、各本國政府より相當の委任を受け本協約に記名調印するものなり。

明治三十八年十一月十七日
光武九年十一月十七日

特命全權公使 林 權 助
外部大臣 朴 齊 純

海軍觀艦式と陸軍觀兵式

日露開戦以來我聯合艦隊司令長官として世界に雷名を轟きたる海軍大將東郷平八郎は、十月二十二日を以て其幕僚以下の將士を率ゐて無事東京に凱旋し、翌二十三日 天皇親臨横濱港沖に於て大觀艦式を舉行あらせられたり、當日の盛況は世人の既に知悉する所なるを以て之を省略すべきも、當日東郷司令長官に賜はりたる勅語は左の如し。

勅 語

海軍觀艦式と陸軍觀兵式

朕親しく凱旋の海軍を閲し、其軍容整齊士氣大に振ふを觀、太た之を憐ふ、汝等倍々奮勵して帝國海軍の名譽を發揚せよ。
又陸軍にありては我滿洲軍總司令官元帥陸軍大將大山巖は十二月七日を以て兒玉總參謀長以下の幕僚を率ゐて無事東京に凱旋し、爾來引續き各軍司令官以下將士の凱旋悉く終了するを待ちて、明治三十九年四月三十日青山練兵場に於て、天皇親臨大觀兵式を舉行あらせられたるが、當日式場に於て左の勅語を大山元帥に賜はれり。

勅語

朕茲に凱旋軍の集合して親しく觀兵式を舉げ、軍氣大に振ひ隊伍克く整ふを認め朕深く之を憐ふ、汝等益々奮勵以て帝國陸軍の發達進歩を期せよ。
以上の外尙日露戦争に關しては、記述すべき要項少きに非ずと雖も頁數既に限を超へ書肆の請求愈々急なるを以て余は暫く筆を擱するの已むべからざるに至れり、讀者幸に諒焉。

日露戦争史 大尾

明治三十九年九月十六日印刷
同 年九月二十日發行

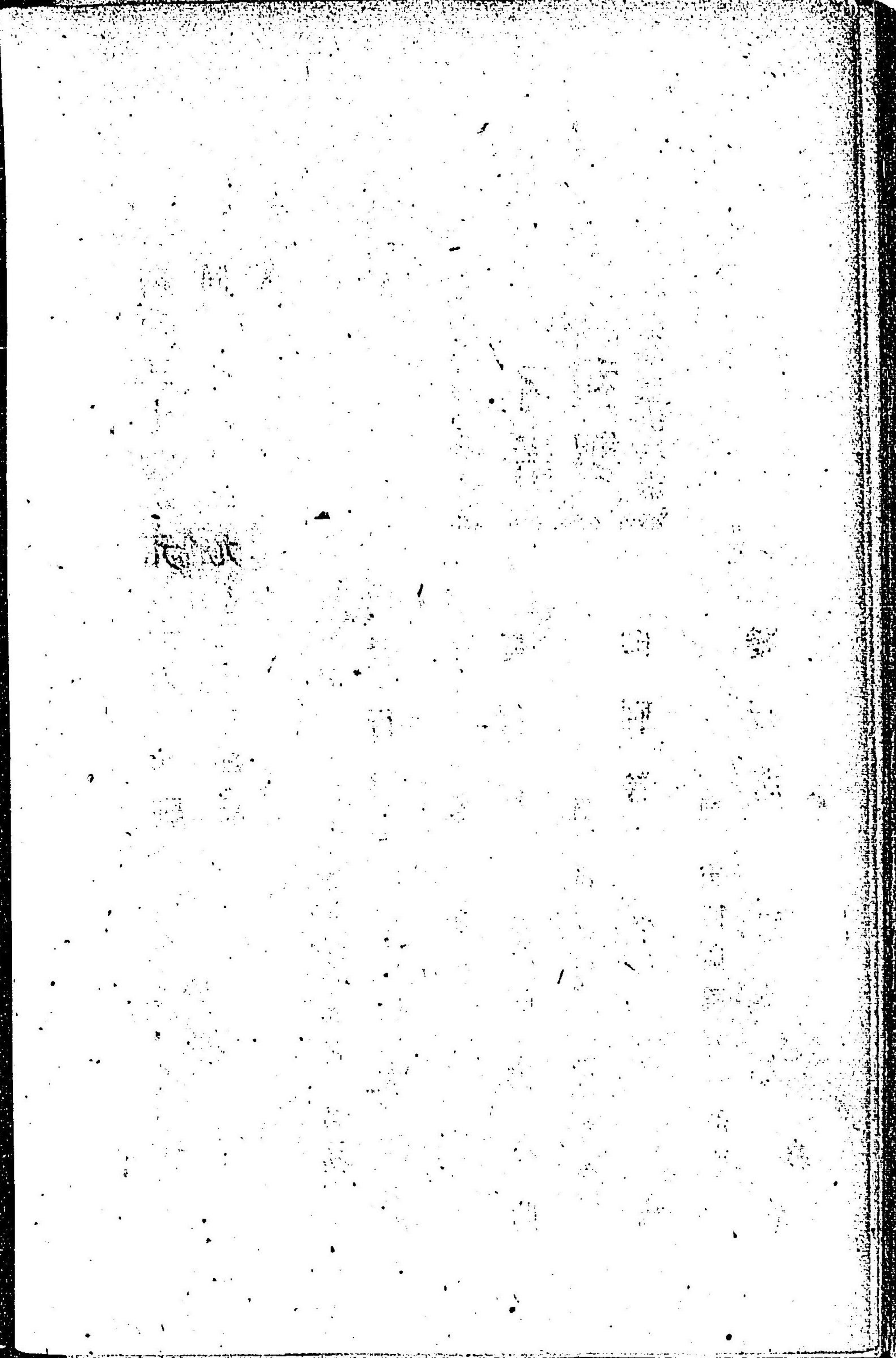
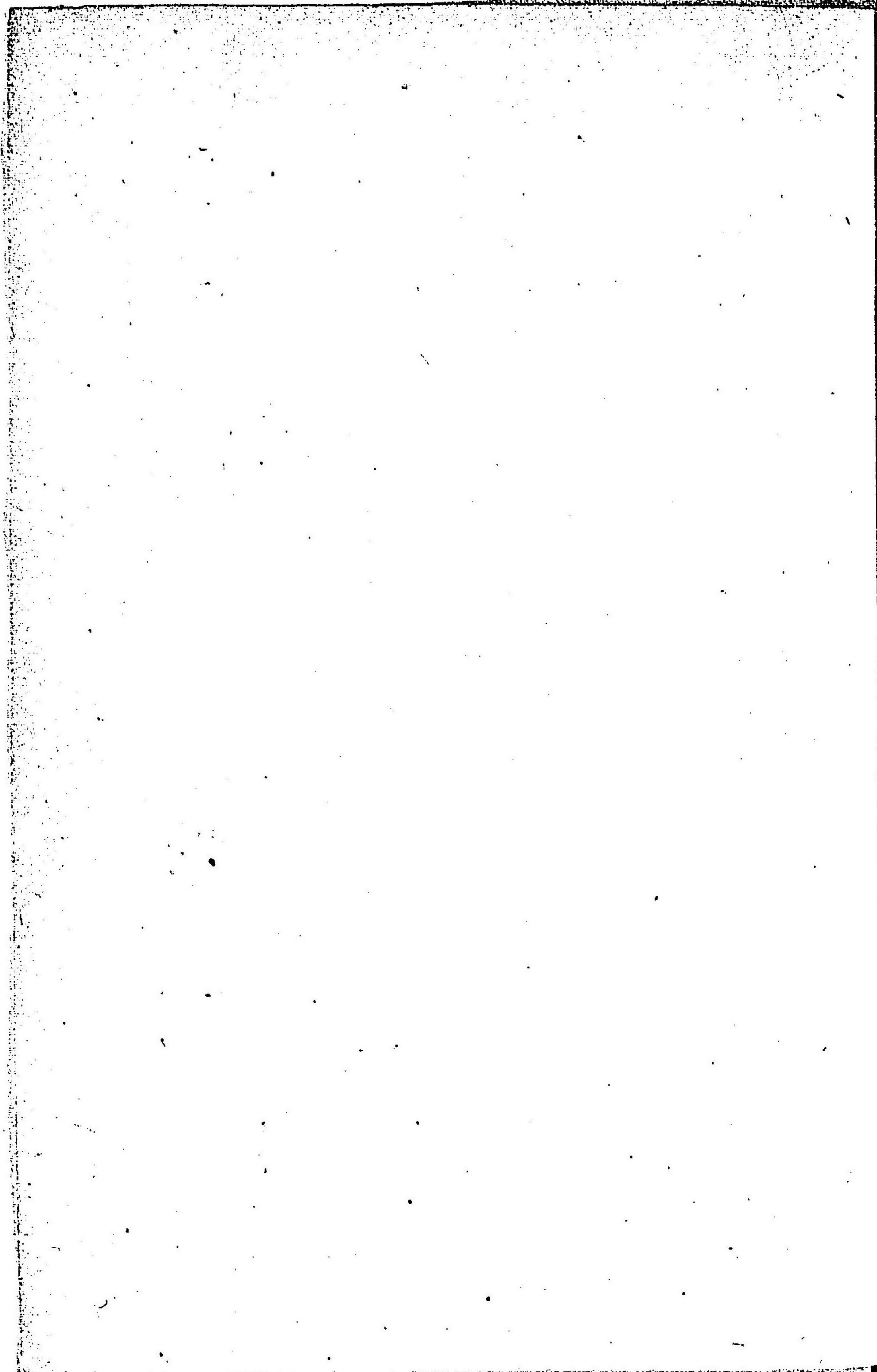
發行者 東京市下谷區西町一番地
新堀太四郎

發行者 同所
柴田勇之助

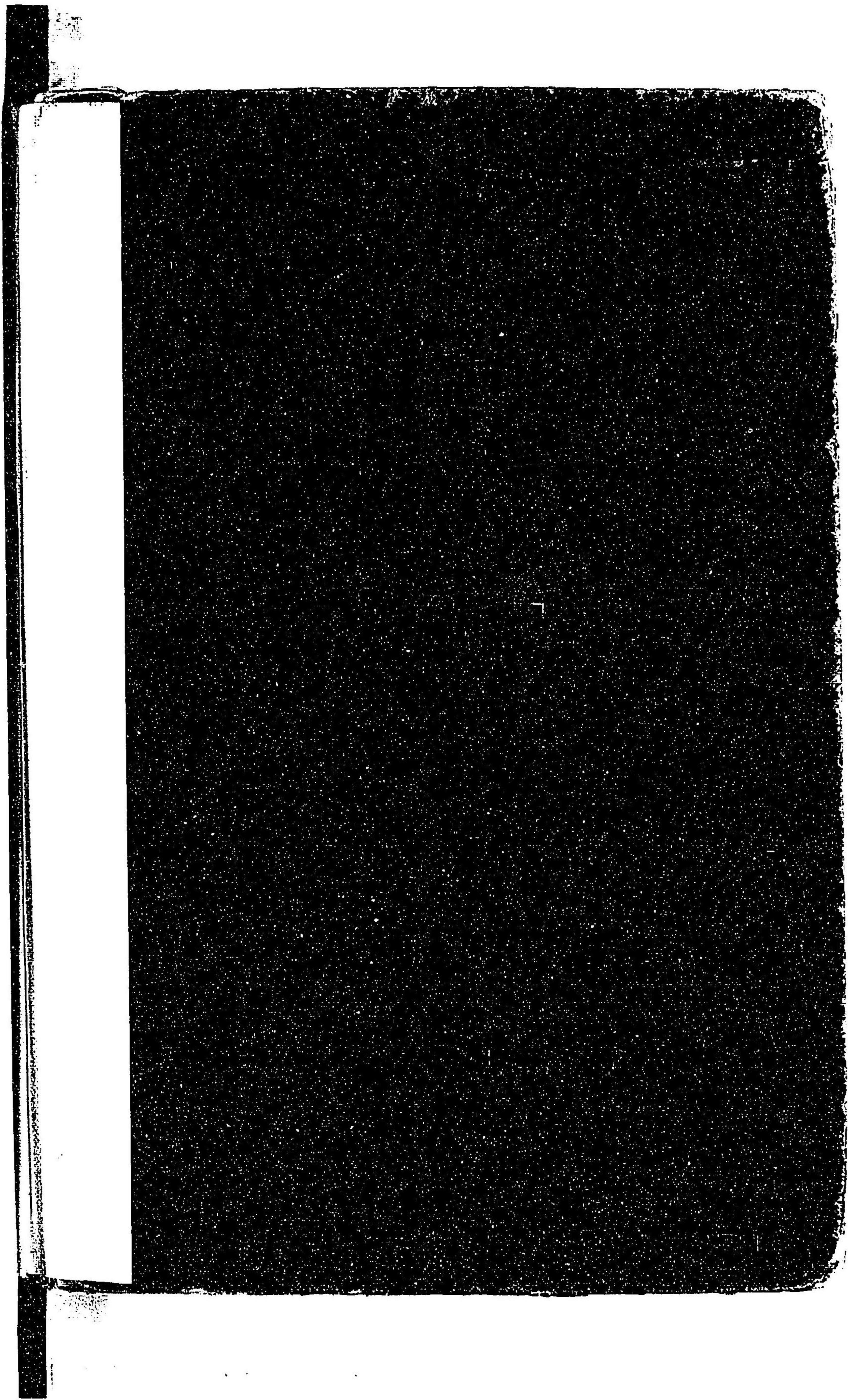
不許複製

印刷者 同 市同區長者町一丁目十四番地
平島曠

發行所 同 市同區西町一番地
旭文堂



318
146



318

146

002882-002-5

318-146

日露戦争史

後藤 頑鉄/著

M38-39

ACB-6438



